

## 明治中期国粹主義者の移民觀

—政教社、杉浦重剛の移民論から—

天 沼 香

### はじめに

本稿は、明治中期における代表的な国粹主義者である政教社の杉浦重剛が、「移民」に関してどのような考え方を持っていたかを彼の左程多くない「移民」関係の論説等を手がかりとして探っていくことを目的としている。

もとより私は、杉浦の移民觀に共感を抱いているものでは決してない。むしろそれを厳しく批判するものである。ならば、何故、敢えてそうした人物の移民觀を抽出しようとするのか。

私は、日本近代の歴史のなかで重要な役割を演じながら、日本それ自体との関係においては等閑視され勝ちだった日本人（出）移民を、日本の近代史上に明確に位置付けたいと考えている。そのためにはまず様々な観点から彼らの実態を浮彫りにする必要がある。ゆえに私は、日本国家そのものも含めた移民送出地域（＝送出する側）や移民先の国々（＝受入れる側）における彼らをめぐる諸状況を把握する作業を進めている。

その一環として私は、近代日本における知識人たちが「移民」に関してどのような考え方をしていたのかを知る必要を認めた。何故ならば、彼らの移民觀は、当時の移民の実態を反映するものであるとともに、それは移民のありように少なからぬ影響を及ぼすものだったからである。

その実相に迫るためにには、諾否はともかく、様々な思想にもとづく移民觀の諸相を明らかにすることが必須であろう。以上のような理由により私は、決して共鳴するものではない杉浦重

剛の移民觀にも触れておこうと考えるのである。

なお、次稿以降で志賀重昂、徳富蘇峰、福沢諭吉、内村鑑三、新渡戸稻造、片山潜、山本宣治、他、諸々の思想、イデオロギーに立脚する近代日本の代表的知識人たちの移民觀を順次、俎上にのせていくつもりである。

### 1

杉浦重剛は、1855年（安政2）に膳所藩の儒学者の家に生まれた。当然のことのように生家において、さらには藩校で儒学、漢学を学ぶことになる。

幕末の動乱期を経て徳川政権が倒され、明治新政府が成立した後、1870年（明治3）に杉浦は大学南校に入る。その後1876年（明治9）から足かけ4年滞英。マン彻スター大学、ロンドン大学等で化学や物理学を学ぶ。

このイギリス留学中に、幼年、少年時代に身につけた「和魂」に加えて彼の「洋才」が形成されていった。杉浦の「日本主義」は、むしろ当時の圧倒的な欧米の繁栄を眼のあたりにしたことによって顕在化してきたとも言えよう。

結局、1880年（明治13）帰国後の杉浦は、化学方面の研究者・専門家の道を歩まず、教育界に身を投じる。1882年（明治15）から3年間は、東京大学予備門長を、1888年（明治21）から翌年にかけては文部省専門学務局次長を勤めた。私塾称好塾を主宰し、佐々木高行らの援助のもとに自らの思想の実践の場として日本中学を経営する。その杉浦の教育に関する考え方の根本は、皇紀夫の以下の文章に端的に語られている。

「杉浦が自らの教育活動の基底にすえていたものは、松陰の『学は人の人たる所以を学ぶものなり』という東洋的伝統的人間形成観であったが、それは具体的には『只人々をして努めて其最も天性の所長とする所を伸ばさしめ間接に其欠点を償わしむる』という、全ての人の持ち前を生かし『人間のすたりものをつくらない』全人肯定の教育に帰一する<sup>(1)</sup>」というものである。

それによって杉浦は、「伝統的な武士魂と近代的な『自主の精神』とを統合し…近代の科学的知見を身につけた日本人を育て上げ<sup>(2)</sup>」ようとした。こうした彼の真骨頂は主として民間にあって發揮されたと言えよう。

しかし一方、その間彼は衆議院議員として活動したり、皇典講究所や国学院において重職を歴任した後、東亞同文書院長に就任したりもする。さらに晩年（1914年〔大正3〕～）には東宮の学問所の用掛を勤め、彼独自の倫理思想を進講するなどの足跡もみられる。

ともあれ、このようにほぼ一貫して教育畑を歩んできた杉浦であるから、「移民」との接点は少ない。けれども彼は1893年、榎本武揚の設立した殖民協会の評議員に名を連ね、また三宅雪嶺や志賀重昂らとともに政教社を設立し、雑誌『日本人』の刊行に関わったり、東京朝日新聞、読売新聞等に寄稿するなど、ジャーナリズムに関連する行跡も持ち合わせているのである。それらのなかには僅かながら「移民」関係の記事も見出せる。

したがって以下、それらに依りながら、杉浦重剛の移民觀を抽出してみよう。

## 2

彼はその「東洋論策」にいう。「亜細亜の東方に國を建るもの其数甚だ少からざりしが、漸次歐洲諸國の蚕食する所となり、今は早や我邦と清、朝鮮等の數國のみ、東洋の名を存するに到れり。…尚ほ細密に之を分析すれば、其實我邦と清の両國のみ、眞に建国の体裁を保つものと言ふべく、其他の諸國如き、率ね他の大国の附庸たるに過ず。然らば西洋と対峙して東洋諸國

杯と自称し、相拮抗せんと欲するものは、前陳両国の外他に求む可きなし<sup>(3)</sup>」云々。杉浦はこのように、西洋と東洋とを対立的にみ、東洋において、西洋の勢力に拮抗しうるのは清国と日本だけであり、だからこそその両国の責任は大きい、とする。そして清国は大国であることを説き、それとの善隣を唱える。日清戦争に先だつこと8年（1886年〔明治19〕）、まだ日本の官民一般人士の間において清国を「眠れる獅子」的な存在として畏敬する風潮も多少は残っていた一方で、歐州列強の好餉になりつつあった同国を侮るような風潮が強まっていた時期のことである。

翻って杉浦は、日本は小国であり、それゆえに歐州列強から軽く見られているとし、そうした状況から脱するためには日本も版図の拡張をはかることが必要、と強調する。

曰く、「歐州の強国とても皆其版図は頗る広く、尚ほ之を拡げんとて汲々尽力するは今日の勢ひなり。然らば我邦の如きも、世界に立ちて立派に一国の体面を維持せんが為めには、到底其版図を広くするの謀なかるべからず。成程万国公法とか云ふものありて、正理に基きて諸国間に起る難問を判別する杯と云ふと雖ども、其实に反古同前たることは、之を世界の事実に徴すれば明白なることなり。元來理屈で世の治まる訳でなく、力でこそ世の治まりもすれ。然らば力を養ふの外に國を維持するの謀ある可からず<sup>(4)</sup>」。

1880年代といえば、歐州列強のアジア・アフリカへの帝国主義的侵略競争に一段と拍車がかっていた時期である。イギリスがエジプトを席巻、同国に対する支配を確立したのが1882年、フランスのトンキン占領（1883年）、列強諸国がアフリカに露骨に毒牙を向け、同大陸の分割山分けについて話し合ったベルリン會議（1884～85年）、清仏戦争（1884～85年）、ロシアがアフガニスタンを侵略したのが1885年、翌86年にはイギリスがビルマの植民地化を達成、その翌87年にはフランス領インドシナ連邦が成立、等々。

こうした弱肉強食がまかり通っていた世界情

勢という時代背景のもとで、杉浦は自らの国家主義的、帝国主義的な思考を醸成していった。ただし彼は、明治維新直後からずっと根強く続いてきた「征韓論」的な朝鮮侵略には明確に反対している。しかし、それは彼の清国に対する態度同様の善隣的な意識に発しているのでは決してない。

「該國（＝朝鮮…引用者注）が常に我邦をして面倒なる地位に立たしむるを知る可し、退いて之を考ふるに、朝鮮国と交通して我邦に収め得べき利果して多きや否。…該國は頗ぶる貧困にして、格段我邦に必用と称す可き物産を生ずること、てもなく、又此國に就いて学術技芸の学ぶべきなし。…虛名の為めに実益を失はざるの注意なかるべからず。…朝鮮国とは可及的関係を少くし（或は全たく手を引も可なり）、之を他國に委ね、其此に費すの力を移して他に用ひたらんには、却て其効多かる可きなり<sup>(5)</sup>」と杉浦は言う。

つまり、朝鮮に深く関わっていると日本は大火傷を負う危険がいっぱいである、第一、朝鮮にはそんな危険を冒すような価値などないではないか、そのような国はロシアや清国のはすがままに任せて、日本は他所に目を向けるべきだと杉浦は主張するのである。

では彼の「帝国主義」は何処への「侵略」を目論むのか。曰く、「我邦は何れの処に向て版図の拡張を計って可ならん。我輩の考へにては、東印度の諸島中に於て適当のものを選び、之に属目して可ならん<sup>(6)</sup>」と侵略先を指定し、続けて「蓋し海軍の拡張は近頃の問題なれども、之を用ふるの地なくんば、到底振ふべきの機あるべからず。故に我輩は海軍を拡張せんとなれば、侵略先を講じ、之を用ふるの地をなすに若くものなしと云はざるを得ず。而して、此両事相俟て初めて國を維持するの道を得可し<sup>(7)</sup>」云々と、侵略戦争のための装置としての海軍の拡張を主張する。

要するに、欧洲諸列強の植民地獲得競争に日本が一枚加わって強国の道を歩んでいくためには、東洋の大國、清に対しては「交際上に於て、宜しく敬礼を以て之に接すべき<sup>(8)</sup>」であり、東

洋の小国、朝鮮に食指を伸ばしてもあまり益もなく、かえってロシアや清国との間に軋轢を生じるだけだから、同国からは手を引き、海軍力を増強してもって東インド諸島あたりを植民地化するのが上策、というあたりが杉浦の国際感覚、外交感覚だったのである。このような感覚は、「我邦の国権を拡張するの一点こそ、真に条約改正の精神なるべしと信ずるものなり<sup>(9)</sup>」という彼の信念と深い関連を有する。

もとより彼は、「日本の三絶」として、一に「万世一系の皇室」、二に「日の丸の旗」、三に「三国一の富士山」を挙げる<sup>(10)</sup>ような根っからの国粹主義者である。この感情と、以上述べてきたような帝国主義的な感覚とが杉浦の移民觀にも明瞭に反映している。この感情と感覚の延長線上に彼の移民に関する考え方がある。以下、それを具体的に見てみよう。

### 3

明治新政府が樹立されて以来、明治年間を通じて日本外交の最重要懸案として重くのしかかっていたのは、かの不平等条約の改正という難題であった。ことに1880年代は条約改正に向けての努力が一つのピークに達した時期だった。1882年（明治15）4月からは外務卿の井上馨が本格的に条約改正交渉に取り組み始める。翌83年11月には鹿鳴館が設けられ、夜な夜な華やかにして虚しい舞踏会が開催されたあの時代である。

1886年（明治19）5月には井上の手によって条約改正会議が開かれるまでに至る。そして同年8月には、具体的な条約改正のために外務省に法律取調所が設置された。

しかし、日本側の法律の不整備、改正にともなう内地雜居という問題、列強側のおいそれとは既得権を手離そうとはしない態度等々の諸条件が重なり、結局1887年（明治20）7月、日本は列強に対し一旦、条約改正会議を無期延期とする旨を告げざるをえない状況に追い込まれてしまった。

この報に接した杉浦は、元来、内地雜居の危険などを説き、条約改正は時期尚早として反対

していただけにごく冷静にそれを受け止める。日本の側にきちんとした準備が整ったならば、遂には条約改正の日は必ずやってくると樂觀的な見通しを述べる。彼のいう準備とは、「必ずしも法律改正の完了のみならずして、夫の國本を培養する<sup>(1)</sup>」ことであった。「仰も我国たる、今猶ほ封建の余習を脱せざるの点もありて、国民には猶ほ國とは夫の昔日の六十六國の國の如き感覚あるものなきにしもあらず、即ち日本を以て一の國なりと為すの思想あるは、三千七百万人中の少数なるべく思はる。此一点は實に外國に対する上に於いては極めて必要の事なれば、先覺者は宜しく後覺者に此思想を注入して、之を覺知せしむるのみならず、…可及的に諸の実業上に於いても、此の精神を以て團結の根底と為さしむるに於いては、氣宇自ら廣闊となるの利あり。且つ外國に対する事あるに及んでは、大に國權を維持するの用を為すや、蓋し疑ひを容れざるべし<sup>(2)</sup>」云々。このように考える杉浦は、國權拡張のために「民心を練る」こと等の必要を説き、続けて「進取論」を執筆する。

同論で杉浦は、日本の版図の小さいこと、本国は極小だが、東インド諸島を占有し、そこから多大な利を得ているオランダのこと等を語り、日本も——英仏のような列強の版図拡張のやり方を真似することは無理としても——オランダやスペインの真似事くらいはやってやれないことはない、と人々を焚きつける。「植民侵略」を獎励するのである。彼はそれが様々な点から見て可能であり、また好結果をもたらすことを以下の5点にまとめて説く。

第一、費用の点に於て議論あるべけれど、…夫の条約改正準備の為めに西洋風になさんとて、公私共に支出したる経費は莫大なるものなりしが、猶ほ愈よ改正の暁までには多額の金円を支出すべきなるを、今暫時は御止にいたし置き（此金たる西洋風のものを買入る、の費用なれば、率ね皆海外へ流出するものと見做すべし）、此の如き費用を運転して、御待受の費を変じて買出しの費となすべし。

第二、国内に於て不平党の如きものゝ起るは、他に原因もあるべけれど、猶学校の生徒に外出を許さざるより賄方に不平を言ふ如き体裁なきにしもあらず。故に植民等の業を獎励するときは、或は他に樂郷あるを検出して快を茲に取るに到ることなしと云ふべからず。

第三、国会の準備を為すの道なきにあらず。即ち幸にして植民地を建設するを得ば、先づ其地に於て国会の下稽古を為すべし。

第四、条約改正の準備ともなるなり。…我国の人民は從来の如く保守主義のものにあらずして、進んでは衡を天下に争はんとするの氣力あるを知らしめなば、彼をして敬憚するの心を起さしむるに足るべし。

第五、軍備拡張の助けを為すや大なり。英國の海軍の振ふは、其植民地及び商業地等に於て必用あるに因るなるべし。…日本の軍艦は此の如く實際必用の場所を航海するの機會を得ることなし。是れ道人<sup>(3)</sup>の植民地が間接に軍備を獎進するの道となるを説く所以なり<sup>(4)</sup>。

以上、1～5の諸点には杉浦の海外への人口移動に関する考え方方が實によく表れている。それはまさに國權拡張のため、条約改正のため、軍備拡張のためなのであった。第1および第4の項は、それでもまだ若干の説得力を有するといえよう。ことに第1項などは、短兵急にして表面的、付け焼刃的な「西欧化」によって条約改正を勝ちとろうとする鹿鳴館外交に対する的確な批判として評価できる。しかし、第2項、第3項などは、國家の安寧を保つために厄介者、危険な人物を放擲する場、本国内で実施すると面倒が起きるかもしれない事柄に関して、それを実験的に実施してみる場として植民地を想定するなど、當時としてもセンスの悪さが目立つと言わざるを得ない。第5は、杉浦年来の主張だが、これなど全く逆立ちした論としか言いようがない。

さらに杉浦は、「相当の地位と名望とを有す

る」人士に対して忠告して、「余勇あらば宜しく植民侵略論を主張し、啻に主張するのみならず、実際其方便に着手せられた<sup>(15)</sup>」し、と檄を飛ばす。

ただ杉浦は、この「進取論」で最後に次のような主張もしている。「廟堂の諸君子に向つて一言せんと欲するは、日本に於ても一の植民省<sup>ハワイ</sup>を建て、北海道、小笠原島等の管轄より布哇国<sup>ハワイ</sup>の移住民に至るまで之を監督し、漸次他の植民地を起すべき方法を調査し、民間にて此等の業を起さんと欲するものあるときには相当の保護を与へ、以て之を奨励するの道を開きては如何のものにやと云ふにあり<sup>(16)</sup>」と。

ここで杉浦は「移民」と「植民」とを混同<sup>(17)</sup>するという誤ちを犯している。が、明治大正昭和を通して戦前においては、多くの論者が両者の区別に関してはルーズな態度を示しているので、杉浦だけを責めるのは酷かもしれない。むしろ私がいいたいのは、後手後手に回っていた政府の海外移住政策に喝を入れたという積極的な役割も彼の発言のなかに見出すべきではないか、ということである。

日本で初めての移民を扱う会社、日本吉佐移民合資会社が発足したのが、杉浦の「進取論」が書かれて後、4年を経た1891年（明治24）12月、拓務省の設置がその時からさらに38年もの後、1929年（昭和4）6月であることを考えれば、——帝国主義的な観点が主であったことは否めないものの——この点に関しては彼の先見の明を評価しておくことも必要ではあるまい。

ちなみに、日本で初めて移民の保護を目的とした強制力のある規則（＝移民保護規則＝勅令）が出されたのは、1894年（明治27）4月、同様の法律（＝移民保護法）が出たのは、翌々96年4月のことであった。

#### 4、

こうした杉浦であるから、勅令第42号、移民保護規則が出された時には早速、「移民保護規則の発布に就て」と題して東京朝日新聞紙上に自らの見解を発表している。先づは同規則発布を慶賀して後、杉浦はいう。

「熟々我邦の現況を觀察するに、人口の増殖は非常の速度を以て進み、之に加ふるに機械力の發達を以てし、其結果として生存競争の度も亦頓に進み、今日内地人心の腐敗・党派の軋轢等の如きも、直接に間接に其源を茲に発せざるなきなり。故に我邦今日の政略として之を考ふるも、移民事業を奨励するは所謂対症療法と言はざるを得ざるなり<sup>(18)</sup>」。

この辺の発言からは、人民のことよりもまず国家の安寧を優先させる杉浦の思想がはっきりと見てとれる。先にも見えるように、杉浦にとって人々に海外移住を促すことの意味は、やはり国家安康、国権拡張のための方便的なニュアンスが強いのである。

彼はまた、海外移住の奨励を唱える自分に対して、そんなことよりも北海道への移住、その開拓を奨励するほうが先決であり、有効でもある、という反論があろうことを仮定し（実際にあった）、それに再反論する。曰く、「是其一を知つて未だ其二を知らざるの論なり。何となれば則ち我邦は地形上より各部大に寒暖の度を異にし、随つて国民中にも或は寒地に適する者あり、或は暖地に適する者ありて、其揆を一にせざるが故に、單に北海道の移住のみに依頼して人口の流出を圖る可らざればなり。是に由て之を見れば、一般に応用し得可き移民事業の發達を企図するは、我邦の現況に照して決して忽にす可らざるや固より論を待たざるなり<sup>(19)</sup>」。

この段はなかなかの卓見である。杉浦が、日本各地からの移民がそれぞれ自らの移住先として何処の地を志向したかといった事柄に関してある程度、明確な情報を持っていたとは考え難いから、觀念的に自分の意見を述べたまではあろう。が、それがまさに正鶴を射ていたのだった。実際、例えば移民先進地、南の沖縄からの移民は、多く、ハワイ、東南アジア、南洋諸島、ボリビア、ペルー、ブラジル等、熱帯ないしは亜熱帯の地を志向していったのである。地域は広大で人口の少ない、寒い北海道に計画的に移住させるといった試みが、もしなされていても、それは失敗に帰したであろうことは想像に難くない。沖縄、鹿児島、熊本、山口、

広島、和歌山等、日本のなかでは相対的に温暖な西南に位置する県に移民多出地域が多くみられるることを考えると、杉浦の見解はこの点に関しては正解であったと言わざるをえないものである。

続いて杉浦は、移民保護規則が出来たからといって法律規則の面からの移民の保護だけでなく、「実力上の（移民の）保護奨励」もなすべきことを当路に要求する。彼のいう実力上の保護奨励とは、それこそ航路の拡張等々、年来の帝国主義的主張の線に沿ったものであった。

この「移民保護規則の発布に就て」の論を杉浦は以下の文章で締めくくる。「余輩の不学なる、清国の移民保護規則なるものを見たることなしと雖も、其国民が海外に於る事業の結果は、夫の有名なる米国に於ける追逐条例に於ても推知し得可きなり。余輩の窃に希望する所は、今回発布させられたる移民保護規則なるものが、實に形式上のみに止まらずして、活用其宜きを得て其結果終に他国をして我に対しても亦追逐条例の必要を感じしむるに至らんことはなり<sup>20</sup>」。

この文章は、非常に重要な意味合いをもつてゐるので、節を改めてこれを検討することにしよう。

## 5.

該文章の検討に際しては、杉浦の他の論説すなわち該文の2年前に発表されている「米国における支那人<sup>21</sup>」を合わせ見る必要がある。したがって、まず同論のエッセンスを抽出しておこう。

杉浦は言う。清国は輸入超過をかこつ国である。しかし同國の在外同胞が稼いで本国に持ち帰る金額を通算すれば、これは輸出超過という見方もできるよう。その意味において彼らによって最も収奪されている国はアメリカ合州国といふことができる。だから今日、「同國に於て支那人排斥論の遂に実行を見るに至るは、已むを得ざるの数ならん<sup>22</sup>」と彼は見るのである。そして「…支那人が他國の金を吸収するは…、一意專心に職業に励み、疎食疎衣して貯蓄したるの結果に外ならず<sup>23</sup>」とし、しかも彼らは白

人よりずっと低賃金で従順にしかも器用に働くので重宝がられたために白人の恨みを買ひ、今日のような状況に立ち到ったのだと解説する。

さらに杉浦は、日本人の移民も漸次数を増しているが、もし彼らがアメリカ合州国において清国からの移民と同様の態様を示すようになり、また人口も大いに増大するならば、やはり排斥されることになるだろうことを喝破する。そして以下に引用するように、彼は清国からの移民と同様の理由で日本人移民が排斥されるならば、それは歓迎すべきことだとする。

「夫れ米国は世界大強国の一なり。其人種は所謂白人種にして、文明開化に誇るものなり。然るに今支那人を排斥せざるを得ざるに至りしは何ぞや。…競争に因むの結果に外ならざるべし。余は是に於て以為らく、我邦人が米国に渡航するもの日に増加し、其極遂に支那人と同一の原因により排斥せらるゝに至らば、大に賀すべし<sup>24</sup>」。

杉浦はどれほどまでアメリカ合州国における中国人排斥のすさまじさを知っていたのだろうか。

話を少しアメリカに転じよう。19世紀ちょうど半ば、かの有名なカリフォルニアのゴールドラッシュにともなって、同地は深刻な労働力不足に陥っていた。皆、金の採掘にサクラメント河谷に出掛けてしまったからである。この空きのできた各方面の労働に従事すべく、また文字通り一獲千金を狙って、カリフォルニアには

表1

カリフォルニアにおける中国人人口の推移	
1848年	The first arrived (by British ship).
1850	1,000人
1852	9,800
1860	35,000
1880	75,000 (= the peak).

'The Early Legal Status of the Chinese,' (R.F. Heizer and A.F. Almquist, "The Other Californians," University of California Press, Berkeley) から作成

中国人が殺到した。

もちろんアメリカ東部やヨーロッパ各地からは一夜にして巨万の富を得る夢を抱いた白人たちが雲霞の如く同地に集まってくる。白人たち

の場合は、曲がりなりにも自らの意志でやってきたといえる。しかし、中国人たちは場合は、決してそうとばかりもいえなかった。当時、とみに弱体化し、欧洲列強によって蚕食され始めていた清国の各地（アヘン戦争の結果、1842年以降、イギリス領となっていた香港も含む）から、半ば人買い貿易に乗せられたような格好で、カリフォルニアに送りつけられた人々が多くなった。発展途上にあるアメリカ資本主義、開拓、開拓が緒についたばかりのアメリカ西部は、大量の下層低賃金労働者を必要としていたからである。

カリフォルニアへ雲集した白人たちが、皆金満家になっていたら問題は表面化しなかったかもしれない。しかし、そんなことはありようもない。ほとんどの連中は、以前同様のあるいはそれ以下の貧困に苦しむことになる。かくして、最下層の低賃金労働をめぐっても就業の機会を求めて中国人とプアーホワイトは競争関係に立つに至る。

アメリカ合州国（特に西海岸地方）の新興資本家や地主層にとって不平もいわずによく働く心強い味方、必要欠くべからざる存在としての中国人は、同国（特に西海岸地方）のプアーホワイト=白人低賃金労働者層にとって、不俱戴天の敵、という図式がこうしてできあがった。中国人たちは突如襲われ、暴行され、生活の場を破壊され、そして殺された。

当時の無教養で粗暴なプアーホワイトたちにとって労働者の団結も糞もない。「邪魔者は消せ」である。1869年、中国人労働者の大いなる貢献によって、アメリカ東部と西部が鉄道で結ばれると、白人の西部への流入は加速の度を増した。皮肉にもその白人たちが中国人迫害の急先鋒となる。1870年代に入って、中国人の人口がカリフォルニア全人口の10パーセントを突破すると白人たちの危機感は一層、募っていった。

その頃から、白人の中国人に対する加虐行為はより先鋭的、より集団的、より計画的になり、より広範な層を巻き込んでいった。多くの場合公権力は見て見ぬふりという形で暴行を働く白人

たちを支援した。1870年代半ばには、カリフォルニア各地での中国人襲撃事件は日常茶飯のごとく常態化した。中国人はおろか、中国人を数多く雇用する事業主も脅迫を受け、その事業所は襲撃された。

同年代には、中国人排斥を目的とする組織も結成され始め、より公然化した排斥運動が繰り広げられる。D. カーナー（もちろん白人=アイルランド系移民）なるプロの排斥屋まで出現し、こうした人物がかなりの支持を受けながら人々に中国人放逐を煽った。

このような動きは、カリフォルニア州議会にも反映し、同議会は1870年代後半には合州国連邦議会に対し、中国人移民の公的、合法的な排斥を求めるまでに事態は進む。こうした官民の動きによって遂に連邦政府は1880年、清国政府との間に中国人移民の制限を旨とする条約を締結するに至るのである。

これを受けて早速、連邦議会は合法的に中国人移民を排除するための法案の作成を開始する。はたして1882年には、一応年限は区切られた<sup>25</sup>ものの中国人的アメリカ合州国への移民を禁止する法律が成立した。

その後、1888年、1894年等において米清間の移民に関する条約は順次更改されてゆき、米国内では、1888年における中国人移民排斥法の強化を経て、1902年には中国人移民禁止法が成立、ここに中国人がアメリカ合州国から全くシャットアウトされる体制が整ったのである。

以上が、アメリカ合州国における中国人排斥の概略である<sup>26</sup>。

## 6、

このように見てくるならば、杉浦重剛のアメリカ合州国における中国人移民や日本人移民に関する認識の甘さは明々白々と言わざるをえない。彼が「米国における支那人」を執筆した1892年(明治25)5月の時点では、既に中国人移民排斥法は成立し、さらには強化されていた。それが中国人に対するプアーホワイトの数々の陰惨な暴行や虐殺等、排斥の極限的ともいえる直接行動に起因していることに杉浦は思いを致

きなかったのだろうか。

彼は、清國からアメリカ合衆国に移民した人々が、低賃金で従順に粗衣粗食に耐えてよく働き、貯蓄をし、本国に送金する、という実態は正確に把握している。そして、彼らがアメリカ合衆国で稼いだ金を清國に送る（アメリカ人には、それは自國の富を外へ持ち去られることのように思えたのである）ことや、何といつてもプアーホワイト層と中国人移民とが就業の機会をめぐって競争関係にあったことが、中国人排斥の原因であることも杉浦は認識している。

しかるに彼は、1892年（明治25）には、日本人もどんどんアメリカ合衆国に移民し、遂には「支那人と同一の原因により排斥せらるゝに至らば、大に賀すべし<sup>27</sup>」云々と語り、1984年（明治27）には、日本人移民が海外で活躍し「其結果終に他国をして我に対しても亦（中国人に対する同様の一引用者注）追逐条例の必要を感じしむるに至らんことはなり<sup>28</sup>」と述べる。

このあたりで杉浦の言わんとするところは、日本人もどんどん海外へ移民して、大いに働き、富を築き、国威の発揚に貢献すべきだ、といったところに存することは前にも述べた通りである。人口増大を憂え、日本の状況に不満を持つ人々の存在を恐れた彼が、人口を海外に移すことは、国家の安寧、国権の拡張につながると考えるのも蓋し当然である。

が、それにしても、日本人も中国人と同様に排斥されるに至るならば喜ばしい、などと言うのは何故だろうか。第1には、アメリカ合衆国における中国人排斥の実態のすさまじさをほとんど知らなかつたせいではないかということが考えられる。いかに杉浦といえども、白人たちの理不尽な言論や暴力によって中国人たちが叩きのめされ続けてきた現実の一端でも知っていたならば、こうした安易な発言を繰り返すことはなかつたのではなかろうか。

第2には、彼は中国人が排斥される理由として経済的側面は的確に捉えているけれども、それ以上に根深い白人種の有色人種に対する人種差別や偏見といった側面には無神経だったのでないかという理由が考えられる。

国内の問題に関する杉浦は被差別部落の人々等に対して差別的な言辞を弄しているくらいであるから、差別や偏見といった意識には無頓着だったのかもしれない。

杉浦は「我邦維新以前に於て穢多即ち新平民の輩は肉食するを常とすれば、其性質自から活潑にして且つ耐忍力に富むと云ひ伝へり<sup>29</sup>」（傍点引用者）などと、それこそ事実に反する「云ひ伝へ」を公にし、結果として明らかに被差別部落の人々に対する一般民衆（こういう区分け自体が本来的には意味のない、そしてたとえ便宜的にではあってもよくないことなのだが）の偏見を助長する役割を果たしたのである。

後の「新平民論」では、彼はかつて開国以前においては日本人は肉食の西洋人のことを蛮夷とか夷狄とか犬羊等々と言ひなして排斥していたのに、今日では西洋人というと一目も二目も置くようになっているのだから、「新平民に於ても西洋人とまでは行かぬにもせよ、兎に角他の人民と平等の地位に立つべきは当然のことなるべし<sup>30</sup>」と、はっきりと旧幣撤廃を主張している。

しかし、それも、——そもそも新平民の社会では肉食を常としているので、彼らは一般人民に比すると筋力も強く逞しく忍耐力もある——という偏見に基づいており、しかも——「此の如く有力なる多数の人民をして、其力を日本の社会に用ふること能はざらしむるは、随分不利益のことなるべし<sup>31</sup>」——というように、国家の利益を主眼として、旧幣の廃止を主張しているのに過ぎないものであることを知るとき、やはり杉浦を真の差別撤廃論者と見るわけにはいかない。

では杉浦は、どのようにすれば新平民を国家の利益のために有用な存在たらしめられたのだろうか。曰く、「思ふに日本に於ても、維新以来頻りに衛生の道を尽し、人口は年々に増加するの勢ひなれども、日本の範囲は六十余州の外に不毛に近き北海道あるのみにて、食を求むるの道は殆んど昔日と同一なるが如く、之に依て之を観れば、早晚他に食を求むるの道を得ざるべからず。また試みに、歐洲諸国、殊に英國を見るに、其本国狭小なるに拘らず、其植民地は世界中に散在し、到る処に其国旗を見ざ

るところなきに到りたるも、…其人民が敢為活潑の氣象あり、且其本国に於て其才力を伸すに困むものゝ、奮發して此れ等の業に従事せしによらずんばあらず。…我日本に於ても早晚植民の要用となる可きは、蓋し不当のことにあるべく、只先之が鞭を着るものは何人なるや、未だ知る能はざるのみ。然らば諸氏（＝新平民諸氏一引用者注）の如く、我日本國に於て數百年の慣習により、文明の今日に際するも尚未だ他種の人民と對等の地位を保つ能はずして空く憤懣するよりも、寧ろ此活潑なる事業に従事し、六十余洲の外に於て別に植民地を設け新日本を開き、旭日の国旗を此所に翻へすに到らば、啻に諸氏の名譽を回復するの良方便たるのみならず、大に我日本の国威を海外に輝かすの機関となるに足らん。…何卒他種の日本人が先鞭を着けざる前、奮って此植民の業に従事せられんことを促すものなり。…嗚呼、世界は広し、諸氏胡為んぞ、夫れ事業を海外に求めざるや<sup>33</sup>」。

杉浦は、このように「新平民」に対して集団で移民することを勧めるのであるが、上の引用から明らかなように、それは差別の実態を糊塗するものでこそあれ、何ら本質的な差別撤廃につながるものではない。現に差別されている特定の集団を移住させても新たな差別を生じるだけで何の解決にもならない。単に、体のいい厄介払いとしか言いようがない。国家主義者たち、そして明治國家の指導層にとっては、厄介払いをした上に、それが国威の発揚に直結するならば、こんなに都合のよいことはなかったろうけれども。

杉浦の思考において、ここで移民と被差別部落の人々とが結ばれる。私は、先に、杉浦が現状に不平不満をもつ人々を移民させることによって、国権の拡張、國家の安寧をはかる一助とすることができる旨の発言をしていることを紹介したが、それこれを合わせ考えると、杉浦の移民觀が、おのずと浮かび上がってくる。

## 7、

杉浦は、今後、益々増大する日本の人口を養っていくためにはどうしても一つの手段として

海外移住が考えられなければならないという認識をもっていた。しかし、そうした認識自体は左程珍しいものでも何でもない。同じく政教社に依って活動していた志賀重昂や、かの福沢諭吉その他諸々、当時の知識人たちには多かれ少なかれ同様の認識を基本的にはもっていた。

そして志賀などでも、海外にいけば、日本で職に就くことが困難な人民が就職の機会を得やすいこと、それは国内の労働市場にもよい波及効果をもたらすこと等を解説している<sup>34</sup>。しかし杉浦のように露骨に移民の対象として被差別部落の人々、現状に不平を持つ人々などを挙げている例はそう多くは見うけられないようと思われる。だが、無名の人物が「新平民」を北海道へ移住させて事態の解決をはかるなどを主張する、愚にもつかない被差別部落蔑視の論を展開したような例<sup>35</sup>もある。杉浦のように既に教育界、言論界において一定の地歩を築いていた、すなわちある程度の社会的影響力を有する人物が、国内移住どころか、被差別部落の人々をして海外侵略の先陣を切らしめようといった論著<sup>36</sup>を公表していたことの世間に及ぼした影響は小さくなかった。

彼が、日本人移民がアメリカ合州国等で、排斥を受けるようになるのは結構なことだと述べている真意は、先述のように移民先で日本人が大いに活躍をし、富を築き、それを日本に還元することを期待するといったところにある。しかし、それにしてもそのような物言いは、あまりにも残虐、陰惨だったアメリカ合州国等における有色人種に対する排斥の実態に対する無知に発しているとしか考えられない。そしてまた、杉浦が移民の対象として想定していたのが、被差別部落の人々等、社会的弱者の立場におかれている人々であることを知るとき、そもそも彼はそうした人々に対して偏見や差別意識を持っていたのであるから、移民先での彼らに対する白人たちの偏見や差別に対しても無頓着だったのではないか、ということも考えられるのである。

結局、杉浦にあっては「移民」は、人口政策（＝口べらし＝棄民）、「新平民」問題、差別

意識（たとえそれが時には無意識下のものであったにせよ）そして条約改正反対（内地雑居反対）運動等と切っても切れない密接な関係を有していた。そしてその根底には再三に渡って述べてきたように國權の拡張、國威の發揚、國家の安寧といった彼の念願が存する。杉浦の移民觀のバックボーンは、やはり彼の強烈なナショナリズム、國粹主義だったのである。

### おわりに代えて

國家の政策に沿った考えを展開した知識人たち、あるいは逆に國家の政策に反対する考え方を展開した知識人たち、どちらであるかを問わず、明治日本の代表的知識人たちの「移民」に関する論説が数多く見られるのは、移民保護規則が発布された年でもあり、日清戦争が始まった年でもある1894年（明治27）から、移民保護法の出た1896年あたりを中心とした明治20年代および北米大陸で日本人移民そして日系米人に対する排斥がより一層、顕在化した明治30年代である。

明治20年代から30年代にかけての時期といえば、明治日本を主導する思想動向が大きく変化を遂げていった時期である。したがって「移民」に対する考え方も大きく変わっていったかというとさにあらずの感が強い。

杉浦重剛がその移民論を展開したのもまさにこの時期であった。彼が一貫して國權主義的、侵略主義的、差別主義的な移民論を公表してきたことは述べてきた通りである。

杉浦ほど露骨ではないにせよ、志賀重昂はいうにおよばず、福沢諭吉、徳富蘆峰らの移民觀にも杉浦のそれとの共通項が見出せる。この点に関しては、「はじめに」で述べたように続稿で志賀、徳富、福沢、内村、新渡戸、片山潜、山本宣治らの移民觀を見た後に詳述するので、ここでは以下のことを指摘しておくだけにとどめる。

杉浦、志賀、福沢、徳富らの移民觀に一致点が見出せるのは決して奇異なことではないのである。

「明治の精神」に一般的にみられる共通性は、

(1) 国家的精神、(2) 進取の精神、(3) 武士的精神とは松本三之介というところである<sup>36</sup>。私もこれらの精神は明治期の知識人がその思想・信条を越えて、抜きがたく自らのうちに宿していたものであろうと考えている。

そして松本のいう通り、国家的精神を醸成した一つの大きなベースは不平等条約であることは言を俟たない。それ等を巡って大別して2種類の国家的精神が生じてきた、といえよう。その1は、国家の方針に無条件に服従する、というタイプ（福沢なども後にはこちらのタイプに属するような発言をしている—続稿参照）。その2は、民衆の側の主体的、自主的な行為の連續性のうえに国家に対する重大な関心が生じる、というタイプである。もちろんこの両極端の間には、中間的な数多くのバリエーションが存在しよう。

明治期の日本にあっては、その1の立場、その2の立場、あるいは幾多のその中間的思考の立場のいずれの立場であれ、すべからく不平等条約の存在を媒介として、外に対する場合には、内なる国家というものが強く意識されたであろうことは想像に難くない。

その結果、「内」に向かってはリベラルな主張をしている人物が、「外」に関することとなると一転、強硬なナショナリスティックな発言をする、というような一見、ねじれた傾向のようにみえる状況が現出するのである。

次稿以降でもこうした点を踏まながら、近代日本知識人たちの移民觀を深く探っていくたいと考えている。

## 引用・参考文献

- (1) 皇紀夫「杉浦重剛—『科学的道德』の提唱者一」  
 (モラロジー研究所編『日本の近代化と精神的伝統』、1985年、広池学園出版部、593ページ)。
- (2) 同上。
- (3) 杉浦重剛「東洋論策」(『読売新聞』、1886年10月1日。明治教育史研究会編『杉浦重剛全集』第2巻〔1982年、思文閣出版〕、56ページ所載)。
- (4) 同上、57ページ。
- (5) 杉浦、「朝鮮との関係」(『読売新聞』、1886年9月7日。同上書同巻、54—55ページ所載)。
- (6) 杉浦前掲「東洋論策」、58ページ。
- (7) 同上。
- (8) 杉浦、「統善隣論」(『読売新聞』、1886年8月22日。同上書同巻、48ページ所載)。
- (9) 杉浦、「外交論」(4)(『読売新聞』、1887年7月3日。同上書同巻、95ページ所載)。
- (10) 杉浦、「日本の三絶」(『読売新聞』、1888年1月5日。同上書同巻、161—163ページ所載)。
- (11) 杉浦、「条約改正會議延期」(『読売新聞』、1887年8月6日。同上書同巻、106ページ所載)。
- (12) 同上、106—107ページ。
- (13) 杉浦のペンネームの一、「両極道人」。文中では、「道人」と略称していた。
- (14) 杉浦、「進取論」(『読売新聞』、1887年8月11日。同上書同巻、109ページ所載)。
- (15) 同上。
- (16) 同上、110ページ。
- (17) 「移民」と「植民」とは厳別されるべきものである。ここでは簡略に、「移民」は他国の主権下の土地への移住、「植民」は自国の主権が及ぶ土地(本国以外、つまり植民地)への移住、という重大な差違があることだけ指摘しておく。詳しくは、拙論「移民史への視座——近代日本における移民の位相の認識のために——」(『東海女子大学紀要』第4号〔1984年度号〕、1985年刊)を参照されたい。
- (18) 杉浦、「移民保護規則の発布に就て」(『東京朝日新聞』、1894年4月15日。同上書同上巻、486ページ所載)。
- (19) 同上、486—487ページ。
- (20) 同上、487—488ページ。
- (21) 杉浦、「米国における支那人」(『東京朝日新聞』、1892年5月21日。同上書同上巻、238—239ページ所載)。
- (22) 同上、238ページ。
- (23) 同上。

- (24) 同上、239ページ。

ちなみに本論で杉浦は、「余元来外国出稼の大賛成者にして、人口の増加に伴ふて此道の開けざるべからざるを主唱するもの」(238ページ)と、自らを積極的な海外移住推進論者と認めている。

- (25) 1881年に暗殺されたガーフィールド大統領の後をうけて大統領に就任していたアーサー(共和党)は、20年間の中国人のアメリカ合衆国への移民の禁止という連邦議会から回ってきた法案に対して拒否権を発動、結局年限を半減、10年間の禁止とさせた。

- (26) Chinese Historical Society of America, "The Life, Influence and the Role of the Chinese in the United States, 1776—1960," (Papers of the National Conference held at The University of San Francisco, July 10, 11, 12, 1975), 1976, Chinese Historical Society of America, San Francisco, California.

Robert F. Heizer and Alan F. Almquist, "The Other Californians — Prejudice and Discrimination under Spain, Mexico, and the United States to 1920—," pp.154—177, 1971, University of California Press, Berkeley, California. 等、参照。

- (27) 杉浦前掲「米国における支那人」、239ページ。

- (28) 杉浦前掲「移民保護規則の発布に就て」、487—488ページ。

- (29) 杉浦、「革俗一家言第六項」(『読売新聞』、1886年1月23日。杉浦前掲書同巻、104ページ所載)。

- (30) 杉浦、「革俗一家言第三十八項 新平民論」(『読売新聞』、1886年6月5日。同上書同巻、41ページ所載)。

- (31) 同上、41—42ページ。

- (32) 杉浦、「新平民諸氏に檄す」(『読売新聞』、1886年7月3日。同上書同巻、43—44ページ所載)。

- (33) 志賀重昂『南洋時事』等を参照されたい。なお、志賀他、様々な思想傾向を有する近代日本知識人の移民觀については稿を改めて詳しく取り上げる予定である。

- (34) 双円舎主人「新平民を北海道へ移住せしむるに就て」(『江州郷友会雑誌』52号、1893年10月。——久木幸男の筆になる『杉浦重剛全集』第1巻の解説、参照)。

- (35) 先に触れた杉浦の『読売新聞』等に掲載の小論に加えて彼は、『樊噲夢物語』などというきわめて露骨な差別小説(1886年10月刊。南方侵略と被差別部落の人々の日本からの「厄介払い」とをひっくりめて

描いたもの——同上書同上巻〔73—82ページ〕所収)  
などもものしている。  
(36)松本三之介『明治精神の構造』(1981年、日本放送  
出版協会)等、参照。

[Summary]

Jugo Sugiura's Thought on the Emigration.

kaoru Amanuma

In this thesis, I want to notice Jugo Sugiura's Thought on the Emigration. He was a ultra nationalist in Meiji and Taisho era. Especially he wrote so many nationalistic theses, articles and essays in his middle age in the middle of Meiji era.

Sugiura wrote several articles about the emigration and emigrants in newspapers in that term. From these articles, I analyzed his thought on them. He wanted to promote the emigration from Japan to the foreign countries just to invade the foreign countries to get colonies and to enhance the national prestige of Japan.